

# 基山町デジタル田園都市国家構想総合戦略 策定について

～第2期基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂～

令和5年8月30日

企画政策課

# まち・ひと・しごと創生総合戦略について

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定された。

まち・ひと・しごと創生とは・・・

一体的な  
推進

- ・一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること
- ・地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること
- ・地域における魅力ある多様な就業の機会を創出すること

まち・ひと・しごと創生総合戦略とは・・・

人口の現状と将来の展望を踏まえ、今後の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの

## 【国】

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(平成26年12月27日閣議決定)

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(令和元年12月20日閣議決定)

## 【基山町】

「基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(平成27年10月策定)

「第2期基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(令和2年4月策定)

# 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標

## 【国】

### 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

#### 目指すべき将来像

- ・将来にわたって「活力ある地域社会」の実現
- ・「東京圏への一極集中」の是正

#### 基本目標

- 1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

#### 横断的な目標

- ・多様な人材の活躍を推進する
- ・新しい時代の流れを力にする

## 【町】

### 第2期基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略

#### めざす姿

基山町は、豊かな自然環境の中で古くから培ってきた伝統と文化に恵まれ、人と人との絆を大切にしている昔ながらの心温かいまちです。これから、この地域性を最大限に活かし、第5次基山町総合計画に掲げる『アイが大きい基山町』～住む人にも訪れる人にも満足度No.1のまち基山～の実現をめざします。

#### 基本目標

- ① 基山町への新しい「しごと」の流れをつくる
- ② 基山町への新しい「ひと」の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり
- ④ 安心と安全をベースにオール基山のまちづくり
- ⑤ 基山力を活かした人材活用と人材育成のまちづくり
- ⑥ 誰もが活躍できるユニバーサルなまちづくり

# デジタル田園都市国家構想総合戦略

- ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）

～基本的な考え方～

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す

デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化

- ・国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、令和5年度から9年度までの5か年の新たな総合戦略を策定（令和4年12月23日閣議決定）

- ・町は、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略の改訂に努める

# 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の施策の方向

～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～

**デジタルの力を活用した地方の社会課題解決**  
(デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化)

- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる

地方のデジタル実装を下支え

**デジタル実装の基礎的条件整備**  
(デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進)

- ①デジタル基盤の整備
- ②デジタル人材の育成・確保
- ③誰一人取り残されないための取組

# 基山町デジタル田園都市国家構想総合戦略の構成について

## (国の手引きより)

【名称】 ※地域の実情に応じて設定

〇〇市デジタル田園都市国家構想総合戦略

〇〇市デジタル田園都市構想総合戦略

〇〇市デジタル田園都市国家構想の実現に向けた  
まち・ひと・しごと創生総合戦略

【期間】 ※地域の実情に応じて設定

令和5年度～令和9年度（5か年）

【その他】

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」

（人口の現状及び将来の見通しを示す）を踏まえる

令和6年改訂予定

※改訂までは、現在策定の「町人口ビジョン」を踏まえる

## 町の総合戦略（案）

【名称】

基山町デジタル田園都市国家構想総合戦略

【期間】

令和5年度～令和9年度（5か年）

【その他】

「基山町人口ビジョン」（令和2年4月改訂）

## 第2期基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略から

### 基山町デジタル田園都市国家構想総合戦略へ（1）

『1 基本的な考え方』・・・デジタル活用

『2 基山町の現状からみる課題』・・・直近の数値に修正

『3 総合戦略策定の趣旨』・・・国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の改訂に伴う策定

『4 総合戦略の位置づけ』・・・「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案

『5 総合戦略の対象期間』・・・令和5年度から9年度まで（5か年）

『7 総合戦略の6つの柱（基本目標）』・・・

国の総合戦略の「施策の方向」に修正

基本目標④に「デジタルを活用した魅力的なまちづくりプロジェクト」を追加

数値目標を修正

## 第2期基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略から

### 基山町デジタル田園都市国家構想総合戦略へ（2）

『8 想定する事業と施策の概要』・・・

(1)重要業績評価指標（KPI） 令和4年度実績等から、指標値を見直し

☞基本目標①②③④⑤⑥

(2)多様な地域の資源を活用→宿泊受入環境整備

☞基本目標②「3. 歴史・観光資源活用プロジェクト」②

(3)多様な地域の資源を活用→基山（きざん）

☞基本目標②「3. 歴史・観光資源活用プロジェクト」④

(4)妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援→「こども家庭センター」

☞基本目標③「2. 子育て支援プロジェクト」⑤

(5)デジタル基盤整備

☞基本目標④「3. デジタルを活用した魅力的なまちづくりプロジェクト」①②③④

(6)誰一人取り残すことのない教育の実現→教育の質を教育DXを通じて向上

☞基本目標⑤「2. まちの未来を担う人材育成プロジェクト」①

(7)健康寿命延伸、生涯を通じて活躍→高齢者一人ひとりに対し、心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援

☞基本目標⑥「1. みんな元気、健康寿命延伸プロジェクト」②

(8)健康寿命延伸、生涯を通じて活躍→医療・介護分野でのDXの推進による効果的な取組を実施

☞基本目標⑥「1. みんな元気、健康寿命延伸プロジェクト」⑥

## (参考)

### 【まち・ひと・しごと創生法】

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

#### (市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 【基山町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱】

#### ○設置目的

まち・ひと・しごと創生法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため

#### ○推進会議で審議する事項

- ・ 総合戦略の策定に関する事項
- ・ 総合戦略の推進に関する事項
- ・ その他、総合戦略に関し必要な事項

#### ○推進会議委員

- ・ 15人以内
- ・ 任期2年